第 6 節

東富士演習場における初の日米共同訓練の実施

（昭和56年9月16日）

····Outline····

陸上自衛隊は東富士演習場において昭和56年9月16日から18日及び10月1日から3日までの計6日間、米軍との初の共同通信訓練を行うこととした。防衛施設庁は、この共同訓練の実施のため、同演習場の関係地方公共団体等の理解を得るために所要の調整を行った結果、この共同訓練は円滑に実施することができた。

● 背景と経緯

昭和43年7月の東富士演習場のいわゆる使用転換に際して、防衛施設庁は同演習場用地約9,000haの約6割に当たる民公有地所有者等との利害関係を調整し、その結果、同演習場の使用と地元民生の安定との両立を図る趣旨で、防衛庁長官と土地所有者等との間で第2次使用協定が締結され、以後5年ごとに更新が行われ、同演習場の安定的使用を図ってきた。この第2次使用協定には、自衛隊が同演習場を使用する際の条件等が定められており、米軍についても、自衛隊と同様の条件により使用することができるとされている（第2章第3節参照）。

そのような中、陸上自衛隊は、初の米軍との共同通信訓練を実施することとし、陸上幕僚長はこれを昭和56年9月3日の記者会見で、①本訓練は日米それぞれの指揮関係の下で円滑かつ効果的な調整を実施するため不可欠な相互の通信実施要領を演練するものであること、②本訓練は同年10月1日から同月3日までの3日間東富士演習場で実施され、東部方面隊の普通科連隊等の指揮通信要員等約100名と米海兵大隊等の通信要員等約60名が参加すること、③本訓練を効果的に実

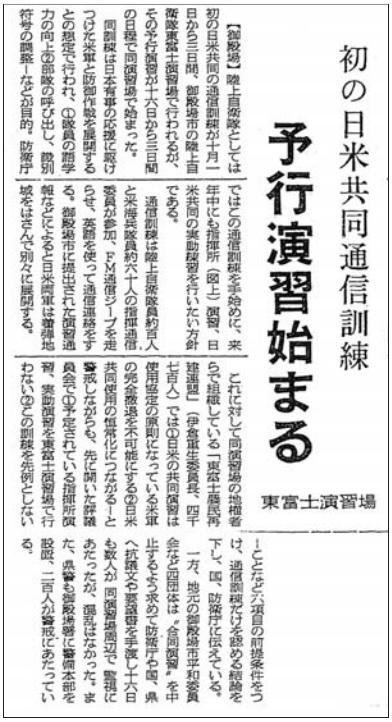

初の日米共同通信訓練

予行演習始まる

東富士演習場

【御殿場】陸上自衛隊としては初の日米共同の通信訓練が十月一日から三日間、御殿場市の陸上自衛隊東富士演習場で行われるが、その予行演習が十六日から三日間の日程で同演習場で始まった。

同訓練は日本有事の応援に駆けつけた米軍と防御作戦を展開するとの想定で行われ、①隊員の語学力の向上②部隊の呼び出し、識別符号の調整－などが目的。防衛庁ではこの通信訓練を手始めに、来年中にも指揮所（図上）演習、日米共同の実動演習を行いたい方針である。

通信訓練は陸上自衛隊員約百人と米海兵隊員約六十人の指揮通信要員が参加、FM通信ジープを走らせ、英語を使って通信連絡をする。御殿場市に提出された演習通報などによると日米両軍は着弾地域をはさんで別々に展開する。

これに対して同演習場の地権者らで組織している「東富士農民再建連盟」（伊倉重生委員長、四千七百人）では①日米の共同演習は使用協定の原則になっている米軍の完全撤退を不可能にする②日米共同使用の恒常化につながる－と警戒しながらも、先に開いた評議員会で①予定されている指揮所演習、実動演習を東富士演習場で行わない②この訓練を先例としない－ことなど六項目の前提条件をつけ、通信訓練だけを認める結論を下し、国、防衛庁に伝えている。

一方、地元の御殿場市平和委員会など四団体は〝合同演習〟を中止するよう求めて防衛庁や国、県へ抗議文や要請書を手渡し十六日も数人が同演習場周辺で監視にあたったが、混乱はなかった。また、県警も御殿場署に警備本部を設置、二百人が警戒にあたっている。

初の日米共同訓練の開始を伝える新聞
（昭和56年9月15日　日本経済新聞）

施するため同年9月16日から同月18日までの間、準備訓練を実施することを公表した。

これに対して、東富士演習場の地元関係者からは、日米間の通信訓練について使用協定の解釈上可能かどうかとの疑義が提起されたが、防衛施設庁をはじめとする国側と地元関係者との間で、同演習場の安定的な使用を今後とも維持することを基調として話し合った結果、双方とも、「この日米の通信訓練は、自衛隊が管理する演習場において、日米が異なる場所に配置され、それぞれの指揮の下で実施され、また、米軍は日米地位協定により同演習場の使用を許されるものであり、使用協定上認められるものである」と理解し、地元関係者は日米共同通信訓練の実施を了とするに至った。

初の日米共同訓練の模様
（提供：朝雲新聞社）

しかし、本訓練の実施を了としながらも、御殿場市、裾野市及び小山町からは、「今後共同訓練を計画することは、市町民に影響を及ぼすので、演習場の使用態様については慎重な配慮により今後とも安定した使用協定体制を要望する」旨の意見表明がなされ、また、土地所有者等で構成する東富士演習場農民再建連盟からは、「安定した使用協定体制の維持を存念し、双方においてこの協定を遵守する。共同演習場化しない」等の意見表明がなされた。

このような経過を経て、東富士演習場におけるこの日米通信訓練は予定どおり平穏裡に終了することとなり、その後の陸上自衛隊による日米共同訓練のさきがけとなった。